

神戸市指定喫煙所制度実施要領

令和6年5月1日 環境局長決定

1 趣旨

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月神戸市条例第48号。以下「条例」という。）第1条の目的のため、路上喫煙防止の一環として、条例第8条に規定する路上喫煙禁止地区およびその周辺の喫煙所の管理者の協力の下、利用者が適切に喫煙できる一定の要件を満たした喫煙所を、市が指定喫煙所として指定し、必要な周知を行う。この制度を「神戸市指定喫煙所制度」とする。

2 用語の定義

- (1) 喫煙所 専ら喫煙をするための施設をいう。
ただし、加熱式たばこ専用は除く。
- (2) 指定喫煙所 神戸市指定喫煙所制度実施要領で指定する喫煙所をいう。

3 制度内容

- (1) 喫煙所の管理者は、指定喫煙所の指定を希望する場合は、市に申し出を行う。
- (2) 市は、申し出のあった喫煙所が指定の要件を満たしていると認めた場合、指定喫煙所として指定を行う。
- (3) 指定喫煙所の管理者は、市ウェブサイト等における指定喫煙所の広報を認める。
- (4) 市は、路上喫煙防止に関するウェブサイト等で指定喫煙所を周知し、指定喫煙所の位置を表す地図などを掲載する。
- (5) その他、市と管理者で合意した事項に関して協力する。

4 指定の要件

- (1) 敷地が、路上喫煙禁止地区内または路上喫煙禁止地区から100m以内にあること。
- (2) 道路または公共的通路（建物内の通路で誰もが自由に通行できることをいう。）から直接出入りできること。
- (3) 公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できること。
- (4) 供用日には、毎日清掃等を行い、適切な維持管理を行っていること。
- (5) 健康増進法（平成14年法律第103号）や兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）など関係法令等を遵守していること。

5 その他

- (1) 管理者は、申し出内容に変更が生じた場合は、市に連絡するものとする。
- (2) 管理者は、設置した指定喫煙所に関する苦情等については自らの責任で対応するも

のとする。

- (3) 市は指定喫煙所が指定の要件を満たさない場合や、管理者が指定の取り消しを希望する場合、その他指定喫煙所として適当でないと判断した場合は、指定喫煙所の指定を取り消す。